

(5) 介護保険事業者連絡協議会の令和7年度の活動内容及び 令和8年度の活動方針について（議案）

1. 令和7年度における本協議会の活動内容の振り返り

令和7年3月の総会において活動方針を「事業者連絡協議会の更なる活性化について」が採択され、この方針をもとに、次の事業に取り組みました。

○那須塩原市介護保険事業者連絡協議会役員会（全4回）

実施日	内容
【第1回役員会】 令和7年 7月11日(月)	<p>議題1 令和7年度の協議会活動について 年2回の介護カフェと年4回の役員会の実施について決定しました。</p> <p>議題2 介護保険事業者連絡協議会の体制見直しの検討について 県内他市町等における介護保険事業者連絡協議会の体制を把握するとともに、事業所が抱える課題を踏まえ、本協議会のあり方について、意見交換を行いました。</p> <p>議題3 社会福祉法人那須塩原市社会福祉協議会評議員の推薦について 事務局から1名の委員の推薦について、報告しました。</p> <p>その他 那須塩原市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会委員の推薦について（報告） 事務局から1名の委員の推薦について報告しました。</p>
【第2回役員会】 8月18日(月)	<p>議題1 介護カフェの実施について 対象者、テーマ、講師、実施方法、開催日程等を決定しました。</p> <p>議題2 介護保険事業者連絡協議会の体制見直しの検討について（報告） 事務局から第1回役員会の意見を集約し、報告しました。</p> <p>その他 運営推進会議の開催に係る基準緩和に係る意見交換 事務局から基準緩和案を示し、委員の意見を伺いました。</p>
【第3回役員会】 10月7日(火)	<p>議題1 第1回介護カフェの開催結果について（報告） 介護カフェの実施結果を報告しました。</p> <p>議題2 第2回介護カフェの実施について 対象者、テーマ、講師、実施方法、開催日程等を決定しました。</p>
【第4回役員会】 令和8年 2月10日(火)	<p>議題1 第2回介護カフェの結果について（報告） 介護カフェの実施結果を報告しました。</p> <p>議題2 令和7年度活動報告及び令和8年度の活動方針について（報告） 活動の振り返りと次年度に向けた体制と活動方針を決定しました。</p> <p>議題3 令和7年度介護保険事業者連絡協議会総会の議題について 総会の開催について、決定しました。</p> <p>議題4 那須塩原市介護保険運営協議会委員の推薦について 市の第10期高齢者福祉計画策定に向け、介護保険事業者代表者4名の推薦について、候補者の検討を行いました。</p>

○介護カフェ（全2回）

実施日・会場・出席者	内容
【第1回介護カフェ】 日時：9月22日（月） 午後1時30分～午後4時	演題：「最新の人材確保術と人材定着策を学ぶセミナー」 会場：那須塩原市まちなか交流センター 出席：19人（講師関係者、事務局を含む。）
【第2回介護カフェ】 日時：11月11日（火） 午後1時30分～午後4時	演題：「介護現場における業務改善と人材確保の実践 ～菅間記念病院通所リハビリテーション事業所での取組～」 出席：27人（講師関係者、事務局を含む。）

2. 体制の見直し・事業実施方法の検討について（報告）

活動方針「事業者連絡協議会の更なる活性化について」にのっとり、役員会において、本協議会の有効な活動に向け、本協議会の体制について、部会の設置、解散、再結成等の体制の見直しの可能性も視野に入れた検討を行いました。

検討に当たり、県内他市町の介護保険運営協議会の状況調査や介護支援専門員協議会の活動事例を研究するとともに、市内の事業者が抱える課題に関連した介護保険運営協議会としての役割等についても意見交換を行いました。

協議会の体制については、「このまま継続」するか、「会費制・登録制」に移行するかの2案を中心に議論し、後者は発展の可能性がある一方で、運営側の労力増加や、小規模事業所が情報から取り残されてしまう懸念が示され、「事業者の顔をつなぐ」交流の機会の重要性や、会員の負担を最小限に抑え、持続可能な体制を模索すべきという結論に至りました。

以上を踏まえ、体制の見直し・事業実施方法の検討については、「現体制を継続の上、事業者の交流の機会の維持と情報発信を重視する」とことと決定しました。

3. 令和8年度における本協議会の活動方針等について

令和8年度の活動方針について、協議をお願いします。

○令和7年度介護保険事業者連絡協議会の活動方針と活動

案 「事業者連絡協議会の更なる活性化について」（継続）

上記「2. 体制の見直し・事業実施方法の検討について」の検討結果を踏まえ、次の事項に配慮しつつ、会員の皆様により有益となる協議会事業を推進します。

- (1) 情報発信の徹底（非参加者への配慮）
日程の都合等により協議会事業に参加できない事業者にも有益な情報が提供できるよう、事業関係資料の共有を行います。
- (2) 有益な情報の迅速な共有
会員に有益と思われる情報を得た場合は、速やかに共有を行うこと。
- (3) 活動実績とニーズを踏まえたテーマ選定
協議会事業参加者のアンケート結果を踏まえ、会員の課題解決ニーズに応じた協議会事業のテーマを選定すること。